

東京都保健医療計画推進協議会公募委員選考要綱

6 保医医政第 155 号

令和 6 年 5 月 8 日

(目的)

第 1 開かれた都政推進の観点から、東京都保健医療計画推進協議会委員のうち保健医療を受ける立場にある委員を都民から公募する。

(公募委員数)

第 2 公募する委員（以下「公募委員」という。）の数は、3 名程度とする。

(委員の任期)

第 3 公募委員の任期は、委嘱の日から 2 年間とする。

(応募資格)

第 4 応募資格は、次の条件のすべてを満たすものとする。

- (1) 都内に在住する成人（満 18 歳以上）であること（公務員及び都の附属機関の委員である者を除く。）。
- (2) 任期中に開催する会議（平日、年 5 回程度、夜間の場合有り）に出席できること（オンライン会議の可能性有り、その場合の通信機器及び通信費等は自己負担）。

(委員報酬)

第 5 委員の報酬については、東京都が別に定める報酬額を支給する。

(募集及び選考)

第 6 募集及び選考は、次のとおりとする。

- (1) 募集は、広報東京都、局ホームページ等により行う。
- (2) 選考は、別に定める「東京都保健医療計画推進協議会公募委員選考要領」により行う。

(その他)

第 7 この要綱に定められるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 8 日から施行する。